

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-5)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	130	106	115	236
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	130	106	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	104	72	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPtン)	基準値	実績値					目標値	達成
		1年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	◎
		5,562	518	453	470	342	調査中	0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPtン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		-	3,413	4,466	4,120	調査中	調査中	減少傾向を維持	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
-		3,601	3,895	3,958	4,543	調査中	増加傾向を維持		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り</p> <p>○モンテリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2012年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2012年時点で約94%の削減を達成している。</p> <p>○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成23年度までに約77%減少しているが、現時点でオゾンホールが縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(改正フロン類法)では、フロン類の製造から破壊に至るまでのライフサイクル全体にわたり規制を強化し、第一種特定製品の管理者に関する判断の基準を定め、冷媒の漏えい防止のための点検・修理等を義務づけること、フロン類の充填に関する業を登録制にすること、フロン類の再生に関する業を許可制にすること等により、使用時の排出抑制対策等も新たに講ずることとした。</p> <p>○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、平成21年度の若干の減少を除き、増加傾向を維持している。今後も、現行法及び平成25年6月に公布された改正フロン類法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努める必要がある。</p>
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	-

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG合同会議を複数回開催し、改正フロン類法の指針及び省令・告示に関し、意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	--------------------	--------------------	--	----------	-------